

議案第42号

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、朝日スポーツ交流施設の使用料を改正するため。

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 朝日スポーツ交流施設使用料

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
体育室	1,100	1,460	1,460	4,020

2 朝日スポーツ交流施設照明使用料

（単位：円）

区分	単位	金額
照明設備	1回	600

備考 1回とは、朝日スポーツ交流施設使用料の表の午前、午後及び夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。